

# 協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	24 - 9	提案日	第 1 回 協議会 平成16年 9月 7日	確認日	第 2 回 協議会 平成16年9月24日
協議項目	単独土地改良事業			関係項目	
調整方針(案)	事業実施主体は新市。 対象者は施設を管理する行政区、土地改良区。 新市の負担率は70%、地元負担は30%。 ただし、災害復旧工事については、15%を負担する。 用地補償は全額地元負担とする(新市の負担なし)。 事業費は、1ヶ所につき50万円以内。			協議結果	方針案のとおり
関係資料	別紙のとおり				